

うるおい

12 合併協議会だより

2003.5.10発行
発行/柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会

〒669-3309 兵庫県氷上郡柏原町柏原525-1 tel.0795-73-3122 fax.0795-73-3123
ホームページアドレス http://www5.nkansai.ne.jp/org/h6gappeik/
E-mail/h-gappeikyoku@mx.nkansai.ne.jp

写真:春日町船城あたりの風景

私たちが考える新しいまち!



研究成果を熱心に聞き入る児童 (開催 平成15年3月4日 於 崇広小学校体育館)

私たちの未来について考える

～氷上郡合併問題から～

昨年度、崇広小学校6年生は「総合的な学習の時間」の中で氷上郡合併問題について学習を行いました。新聞記事や、インタビューしたことをもとにして、自分で調べたい課題を見つけ、課題解決に必要な場所に出かけて、写真を撮ったり、聞き取りをしたりしながら情報収集を行いました。そして、根拠となる資料を持ち寄り、自分の考えを「自分の主張」という形にまとめ発表しました。

柏原町立崇広小学校

第26回合併協議会で次のことが確認されました。

- 協議第5号 (協定項目) 新市の名称
- 協議第26号 (協定項目) 地域審議会設置の取扱い
- 協議第27号 (協定項目) 国民健康保険事業の取扱い
- 協議第28号 (協定項目) 介護保険事業の取扱い
- 協議第29号 (協定項目) 各種福祉制度の取扱い

詳しくは中面をご覧ください。

合併Q&A

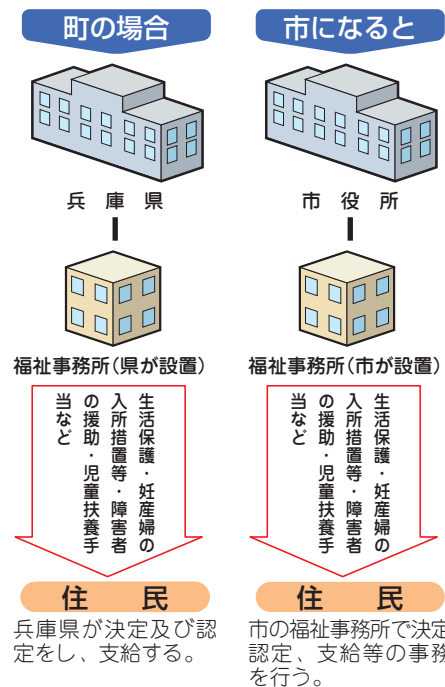
■福祉事務所は市になるとどうなるのですか?

福祉事務所は、福祉についての仕事やサービス全体を、社会福祉行政の第一線でを行う機関です。

福祉事務所は、「町・村」については、県が管轄を定めて設置しますが、「市」については、市が単独で設置することが義務付けられています。したがって、氷上郡も合併して「市」になることにより、現在、柏原健康福祉事務所で行っている事務のうち、福祉事務所に関する事務を、より身近な市で行うこととなります。

○主な仕事

生活に関するもの	生活に困った場合の相談。生活保護の相談・申請。また、生活福祉資金の貸し付けや自治体独自の貸付相談など。
子どもに関するもの	乳幼児への医療費助成制度。保育所の入所。子どもの問題行動、虐待、不登校などの相談。児童手当制度(3歳未満の子どもについての手当)、高校修学費用の援助制度など。
母子世帯に関するもの	児童扶養手当(母子家庭や父が障害者の家庭の子どもへの手当)。母子貸付(母子家庭向け子どもの高校修学資金貸付など)。母子家庭への医療費助成制度など。
知的障害者・身体障害者に関するもの	障害者手帳の発行。障害者への医療費助成制度。車いすなどの生活用具の支給。ホームヘルパーの派遣。運賃割引制度(JR、高速道路、航空運賃など)。福祉タクシー。税金の減免。NHK受信料免除など。
その他	高齢者に関することなど、さまざまな仕事を行います。



お知らせ

- 合併協議会は傍聴できます。会議の傍聴を希望される方は、会議開始15分前までに受付をお済ませください。なお、会場の都合により、希望者が多数の場合は抽選とさせていただきます。
- 合併協議会会議録は閲覧できます。会議録の閲覧を希望される方は、合併協議会事務局または各町役場までお越しください。
- 意見箱、メールや「みんなの広場」等でいただきましたみなさまのご意見は、すべて協議会委員において確認しています。また、みなさまには、それらのご意見を公開基準に従ってお知らせしています。

協議会の今後のスケジュール

- 第6回新市建設計画策定小委員会 平成15年5月13日(火)
午前9時30分～(春日町 ハートフルかすが)
- 第11回協議会運営小委員会 平成15年5月13日(火)
午後7時～(春日町 ハートフルかすが)
- 第27回合併協議会 平成15年5月20日(火)
午前9時30分～(青垣町 青垣町民センター別館大ホール)
- 第28回合併協議会 平成15年6月21日(土)
時間未定(春日町 ハートフルかすが)
- 第29回合併協議会 平成15年7月17日(木)
時間未定(山南町 やまなみホール)

あ と が き

私たちの心にたくさんのうるおいをもたらした満開の桜も、今はすっかりもえぎ色になりました。合併協議会も、協定項目の協議が後半に入り、いよいよ大詰めとなりました。これからが正念場となるでしょう。

住民の皆さんも、今後の方向をしっかりと見据えて、疑問や要望など、どんなにささいなことでもかまいませんので、どんどん発信してください。私たちも精一杯努力を重ねてまいります。

「みんなの川」をみんなで守ろう。川をきれいにするには、ゴミを捨てない、油を流さない、洗剤を減らす、石けんを上手に使う、水を汚さず、自然の生態系を守る。石けんハウスも開いています。

「石けんハウス」へ見に来てください。

石けんハウスは、春日町役場職員駐車場内にあります。

春日町

エコの会

リサイクル石けんづくりで
とりのりくんで

【協議事項】
協議第5号 (協定項目)
新市の名称

新市名称候補5作品の中から、合併協議会出席委員(35名)で投票を行った結果、新市の名称は「丹波市」とすることが確認されました。

協議第6号 (協定項目)
新市建設計画

第5回新市建設計画策定小委員会での協議を行った「新市における県事業の推進」、「課題に対応した具体的事業案」について協議し、今後の協議により、変更、修正もありうるとして確認されました。

協議第17号 (協定項目)
財産及び債務の取扱い

財政計画作成状況について報告され、引き続き協議することとなりました。

協議第24号 (協定項目)
新市の事務所の位置

「合併時は、住民の利便性、事務の効率性等でできる限り集約した分庁舎方式で現庁舎を使用する。条例上の事務所の位置は、現氷上町庁舎とする。分庁舎設置の町以外には、現庁舎を使用し支所を設置する。現支所については、新市の一体性からできるだけ早期に廃止するものとし、地区事務所については合併時に廃止する。新庁舎については、新市において仮称庁舎建設委員会を設けて取り組む。」ことが継続して提案されましたが、新庁舎建設の考え方に



ついで合意に至らず、継続協議となりました。

協議第25号 (協定項目)
事務機構及び組織の取扱い

新市の機構及び組織については、「新市における行政機構及び組織の整備方針」(案)に基づいて整備し、住民サービスが低下しないよう十分配慮することが継続して提案されましたが、合意に至らず、継続協議となりました。

協議第26号 (協定項目)
地域審議会設置の取扱い

地域住民の意見を市政に反映させ、新市における各地域の振興及び均衡ある発展等を図るため、合併特例法の規定に基づく地域審議会を、合併関係町すべてに設置することが確認されました。

協議第27号 (協定項目)
国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業の取扱いについては、国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおり確認されました。

- (1) 賦課方式は、現行のとおりとする。
- (2) 保険料率は、医療分及び介護分それぞれにより定める。
- (3) 納期については、10期とする。
- (4) 一般会計繰出金は、法定基準による。
- (5) 財政基金は、合併時の残高を持ち寄る。
- (6) 国民健康保険運営協議会については、新市において調整する。

協議第28号 (協定項目)
介護保険事業の取扱い

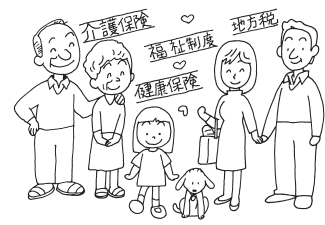
介護保険事業の取扱いについては、次のとおり確認されました。

- (1) 統一時期は平成17年4月1日。合併年度は従前による。
- (2) 第1号被保険者の保険料の普通徴収の納期については、年6期とする。
- (3) 介護保険納付費準備基金の取扱いについては、合併時にその全額を持ち寄る。

協議第29号 (協定項目)
各種福祉制度の取扱い

各種福祉制度の取扱いについては、次のとおり確認されました。

- (1) 基本的には国、又は県が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱に準拠して実施する。
- (2) 児童福祉施設については、新市に引き継ぐ。
- (3) 民生委員推薦会は、現行どおり新市に引き継ぐ。
- (4) 民生委員児童委員協議会については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- (5) 保育所の設置については、現行で存続する。
- (6) 保育料の徴収基準については、国の基準を用いる。



【提案事項】
協議第30号 (協定項目)
地方税の取扱い

協議第31号 (協定項目)
納税関係の取扱い

協議第32号 (協定項目)
都市計画の取扱い

協議第33号 (協定項目)
町名・字名の取扱い

【報告事項】
平成14年度合併協議会補正予算(第3号)・平成15年度合併協議会予算について報告が行われました。

○平成14年度合併協議会補正予算(第3号)・平成15年度合併協議会予算について報告が行われました。

○第5回新市建設計画策定小委員会、第6回・第7回新市名称選定小委員会、第10回協議会運営小委員会に関する会議報告が行われました。



広報広聴小委員会

第4回 平成15年4月14日（月）

- ・協議会だより第12号のレイアウトや発行までのスケジュール、記事内容などについて協議を行いました。
- ・今後の広報広聴について協議を行いました。
- ・委員研修について協議を行いました。

新市建設計画策定小委員会

第5回 平成15年3月21日（金）

- ・新市建設計画のうち、「新市の将来都市構造」を合併協議会での意見により修正し、「新市における県事業の推進」について協議を行いました。
- ・「財政計画」は小委員会でも再度検討することとし、第26回合併協議会への提案は見送ることとしました。
- ・「課題に対応した具体的事業(案)」について、現時点での事業イメージとして協議しました。

新市名称選定小委員会

第6回 平成15年3月25日（火）

- ・新市名称の提案（継続協議）について、新市名称5候補選定の経過を確認しました。

第7回 平成15年3月29日（土）

- ・新市名称の提案（継続協議）について、新市名称選定小委員会5候補選定理由を確認しました。

協議会運営小委員会

第10回 平成15年3月26日（水）

- ・今後の合併協議会運営のあり方について協議を行いました。
- ・新市事務所の位置の問題など、当面の課題について意見交換を行いました。
- ・住民説明会の開催時期、規模、内容などについて協議を行い、引き続き小委員会で検討することとなりました。
- ・委員学習会・委員研修について協議を行いました。

確認事項のここが知りたい!

■ 地域審議会

合併をすると行政区画の拡大により住民と行政の距離が大きくなることによって、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるという意見があり、そのことが合併の阻害要因にもなってきました。このことに対応して、合併特例法では、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として、地域審議会制度が設けられています。（合併特例法第5条の4）

氷上郡では、第26回協議会において、「地域住民の意見を市制に反映させ、新市における各地域の振興及び均衡ある発展等を図るため、合併特例法の規定に基づく地域審議会を、合併関係町すべてに設置する。」ことが確認されました。

<役割>

地域審議会は、新市建設計画に関する事項等について、新市の長の諮問に応じて審議し、または必要に応じて意見を述べることとなります。また、新市の長は、新市建設計画を変更しようとするときは、地域審議会に意見を聴かなければならないこととされています。

地域審議会制度

- 合併前の関係市町村間の協議で設置します。
- 関係市町村間の協議事項
 - ・設置する期間、区域
 - ・地域審議会の組織
 - ・構成員の定数、任期、任免
 - ・その他必要な事項
- 議会の議決
 - ・協議は関係市町村の議会の議決を経て成立します。成立した場合は、その内容を告示しなければなりません。
 - 協議して定めた事項を合併後に変更しようとするときは、新市町村の条例で定めなければなりません。